

<環境省ニュース>

京都議定書の締結に向けた 国内制度のあり方について

環境省地球環境局地球温暖化対策課

中 島 恵 理

1. 経 緯

日本における地球温暖化対策は、1997年12月の気候変動枠組条約の京都議定書採択後から強化されてきている。

環境庁長官は、97年12月の気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP 3)で京都議定書が採択された直後の12月16日、中央環境審議会に「今後の地球温暖化防止対策の在り方」について諮問し、同審議会・企画政策部会で国内の地球温暖化対策の在り方についての審議が行なわれてきた。98年3月には中間答申が出され、これを受けて政府は「地球温暖化対策の推進に関する法律案」を国会に提出し、同年10月に同法案は可決成立した。

その後、企画政策部会は2000年11月にハーグで開催されたCOP 6を控え、同年8月9日の会合において審議が再開され、同部会の下に「地球温暖化防止対策の在り方の検討に係る小委員会」が設置された。同小委員会は、2000年12月に報告書の取りまとめを行い、同報告書は企画政策部会に報告され、了承された。

2001年1月に新たに環境省が発足し、中央環境審議会も再編され地球環境部会が設けられた。同部会では、「目標達成シナリオ小委員会」および「国内制度小委員会」の2つの小委員会を設け、ポンで開催されたCOP 6再開会合の前の2001年7月9日に、それぞれの小委員会において中間取りまとめが行われた。

COP 6再開会合では、京都議定書の運用細則の中核的要素についての政治的合意が得られ、これを受け国内制度小委員会は審議を再開し、審議が進められてきた。そして2001年11月にモロッコ

のマラケシュで開催されたCOP 7において、京都議定書の運用細則が最終合意され、政府は次期通常国会に向けて京都議定書締結の準備を本格化させることを決定した。

このような状況を踏まえ本年1月24日、中央環境審議会はこれまでの審議を取りまとめ、京都議定書の締結に向けた国内制度の在り方に関し環境大臣に答申した。

この答申を踏まえ政府は、通常国会に向けて京都議定書締結の承認および締結に必要な国内制度の整備・構築のための準備を引き続き進めているところである。

以下、この答申の概要を紹介したい。

2. 答申の概要（図参照）

(1) 国内制度の整備・構築に当たっての基本的考え方

① ステップ・バイ・ステップのアプローチを採用すること（2002年から第1約束期間終了までの間を、2002年から2004年までの「第1ステップ」、2005年から2007年までの「第2ステップ」、2008年から2012年までの第3ステップの3ステップに区分し、対策・施策を柔軟に導入）

② 費用対効果の高い取組みを進めることができる国内制度の整備・構築

③ 経済界の創意工夫を活かした経済活性化にもつながる国内制度の構築をめざす

(2) 京都議定書目標達成計画

地球温暖化対策推進大綱に代わる新たな計画として、京都議定書の目標を達成する対策・施策の

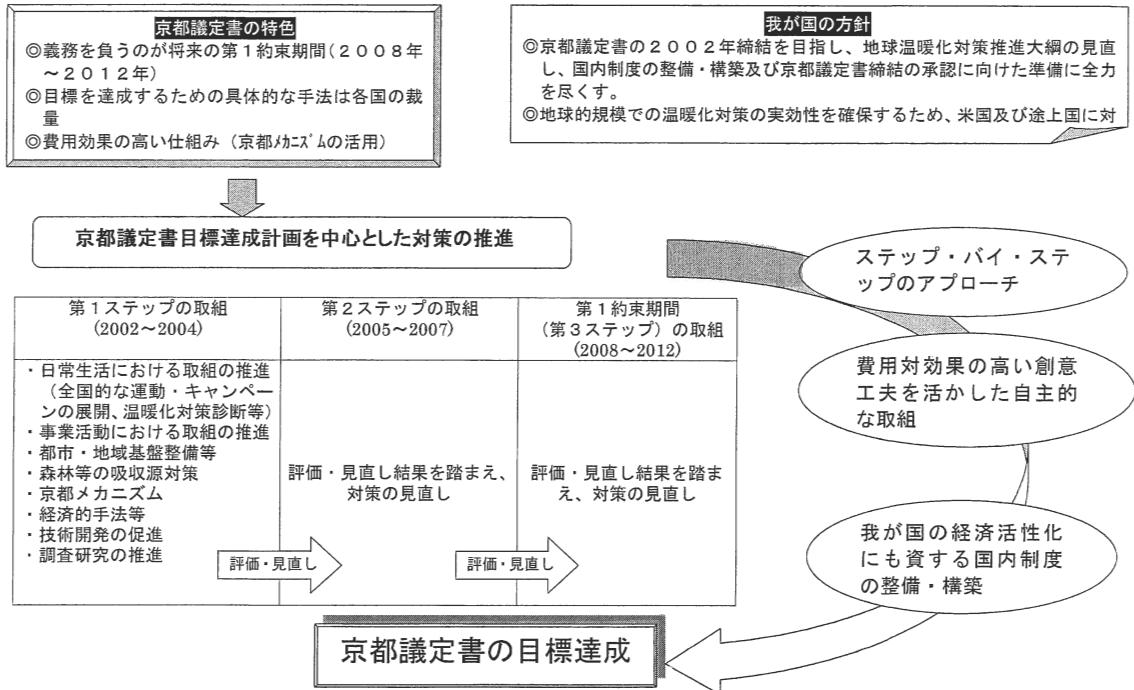


図 京都議定書の締結に向けた国内制度の在り方について（中央環境審議会答申のポイント）

全体像を明らかにする「京都議定書目標達成計画」を法律に基づき策定し、評価・見直しを行う。

計画には、2010年の温室効果ガス別・分野別の排出削減目標量・吸収源対策の目標量、個々の対策の2010年における導入目標量、削減・吸収見込み量および施策の導入時期を明らかにした工程表等を盛り込み、第1ステップの対策・施策によって第1約束期間における京都議定書の6%削減目標を確実に達成することを定量的に明らかにすることとする。

第2ステップ・第3ステップの開始前に計画の進捗状況の評価を行い、対策・施策を見直すことが不可欠。また排出量データの収集と透明なプロセスで検証を行うための体制が必要。

(3) 地方公共団体の対策の推進

地域における自然的社会的条件に応じた地球温暖化対策を計画的に推進することができるよう、地方公共団体が計画を策定することが適当。

(4) 議定書目標の達成のための排出削減・吸収に関する対策・施策

1) 日常生活および事業活動におけるステップごとの対策・施策

日常生活における第1ステップの取組みを促進・支援する新たな基盤づくりとしては、まず地球環境時代にふさわしいライフスタイルの形成に向けた運動の全国的展開を行うことが重要。

地域レベルでの取組みの基盤づくりとしては、都道府県温暖化防止活動推進センターの指定要件のNPO法人への拡充、行政・各事業者・各種団体・住民のパートナーシップによる温暖化対策を本格的に推進するための「協議会」の設置の推進を行う。

各家庭等における取組みの促進策としては家庭、レストラン、小規模店舗等における温暖化対策診断事業の実施や電力、ガス、ガソリン等の代金の領収書等に温室効果ガスの排出量の記載の推進等の対策を推進することが必要。

日常生活における具体的取組みの推進に関しては、温室効果ガスの排出の少ない製品の普及促進等のメーカー等供給側の取組み、温室効果ガスの少ない製品の購入や建築物対策等の消費者等需要側の取組みを進めることが重要。

事業活動における第1ステップの取組みについては、まず事業者としての国・地方公共団体が、

その事務または事業に伴って生じる温室効果ガスの排出抑制等のための取組みを進める。事業者の自主的取組みとしては、温室効果ガスの排出量の事業者による把握・公表、自主的取組みの第3者評価の取組みを進めるなどが必要。さらに温室効果ガスの削減に有効な各種技術対策の導入や、温暖化対策に資する製品等のまとまった需要量の確保による生産コストの低減・普及の促進を図ることが必要。

日常生活における第2ステップの取組みとしては、製品の温室効果ガスのライフサイクル・アセスメント情報を公表・提供する制度等、事業活動における第2ステップの取組みとしては、事業者の実行計画の策定等の義務化や政府との間の協定等が考えられる。

2) 都市・地域基盤整備等による脱温暖化型社会の形成

温室効果ガスの排出を少なくするための都市・地域基盤整備や交通体系のグリーン化を推進し、循環による脱温暖化型社会を構築していくことが重要。

3) 吸収源対策

京都議定書において目標達成のために吸収源の活用が認められ、その森林経営に係る上限は対基準年排出量比3.90%とされており、日本に必要な吸収量を確保するため森林・林業基本計画に基づく健全な森林の整備や木材および木質バイオマス利用の推進等の対策や都市緑化などを推進することが重要。また吸収・排出量の測定・監視・報告等のしくみの構築も必要。

4) 京都メカニズム

京都メカニズムの活用を可能とするため、国内登録簿の設置およびCDM、JI事業に対する国の承認体制の整備を行うとともに、事業の案件の発掘やフィージビリティ調査の充実等を推進することが重要。

5) 経済的手法等

温暖化対策税制については、日本の実情にあつた具体的な制度面の検討を引き続き実施。国内排出量取引については、第1ステップでは自主的な取引きの実施の支援、第2ステップでは国内の排出量取引制度について検討。

(5) 技術開発の促進

京都議定書の第1約束期間に必要な技術の開発およびその普及ならびに第1約束期間後も継続的に取り組むべき技術開発を行っていくことが重要。

(6) 監視・観測体制の強化、調査研究の推進

地球環境の変化を確実に把握するための監視、観測体制を強化し、地球温暖化の影響評価および影響緩和の方策等に係る調査研究を進めていくことが必要。

おわりに

中央環境審議会は、政府がこの答申を踏まえ京都議定書の達成に向けての実効性ある国内制度の整備を行うとともに、ヨハネスブルグサミット期間中に発効するよう早期に日本が京都議定書を締結することを期待する。